

Lady Go!!

第18号 2022

男性育休取得のススメ！！

男性の育休がとりやすくなりました！

育児・介護休業法が改正し令和4年4月より順次施行されます。

大きなポイントは産後パパ育休が創設されたこと、育児休業の分割取得が可能になったことです。

	産後パパ育休 (R4. 10. 1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4. 10. 1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間	子の出生後 8 週間以内に	原則子が 1 歳	原則子が 1 歳
取得可能日数	4 週間まで取得可能	(最長 2 歳まで)	(最長 2 歳まで)
申出期限	原則休業の 2 週間前まで	原則 1 か月前まで	原則 1 か月前まで
分割取得	分割して 2 回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して 2 回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可

(厚生労働省ホームページより抜粋)

産後パパ育休制度により出生時・退院時以外にも、もう 1 回取得できます。新育児休業制度と合わせると最大 4 回の分割取得が可能になり、夫婦で育休を交代できるため、職場復帰等のタイミングに合わせやすくなります。産後パパ育休も育児休業給付の対象です。

事業主には妊娠・出産を申し出た労働者に制度を個別に周知し、取得の意向を確認すること、従業員数 1000 人超の場合、育児休業の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。

男性の育休は取得することが当たり前になる時代が近づいてきています。

2022年度 ワークライフバランス部 第1回研修会

テーマ 「やる気を高めるコミュニケーション」

講師：寺井 堅祐先生 福井赤十字病院 公認心理師

日時：2022年9月11日(日) 9:00~10:30

対象：福井県理学療法士会 会員

参加費：無料 ZOOMでのオンライン開催のため事前申し込み必要

※各疾患における心理的支援について、抑うつ症状と生活やりハビリテーションへの影響、さらに患者さんのやる気を引き出すコミュニケーションについて教えていただきます。

ぜひご参加ください。参加ご希望の方はワークライフバランス部 (wlbfukuip@gmail.com)

までお問い合わせください。

